

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(実施) 令和7年9月10日

(目次)

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 定款の特例(第3条・第4条)

第3節 清算・決済規程の特例(第5条)

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例(第6条)

第5節 受託契約準則の特例(第7条・第8条)

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則(第9条)

第2節 業務規程の特例(第10～13条)

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条

この特例は、本所が開設する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場(以下「本市場」という。)における有価証券の売買及び有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等について、定款、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

(一般投資家買付けの禁止)

第2条

正会員は、特定投資家等以外の者(法第117条の2第1項に規定する特定投資家等以外の者をいう。)から本市場における有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

第2節 定款の特例

(本所の市場における機構非取扱有価証券の売買の態様)

第3条

正会員は、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)の取扱銘柄でない有価証券(以下「機構非取扱有価証券」という。)については、本市場における売買を自らの名において行うものとする。

(天災地変等の場合における非常措置)

第4条

本所は、本市場における機構非取扱有価証券の売買に係る正会員の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、正会員は、これに従わなければならない。

第3節 清算・決済規程の特例

(正会員の機構非取扱有価証券の売買の決済)

第5条

機構非取扱有価証券の売買の決済は、売買の当事者である正会員間で行う。

2 機構非取扱有価証券の売買に係る決済時限は、午後2時45分までとする。ただし、決済の当事者である正会員が、その都度別の日時とすることを合意した場合には、当該別の日時までとする。

3 正会員は、機構非取扱有価証券の売買についてやむを得ない事由によって前項に規定する決済時限までに機構非取扱有価証券の引渡しを行うことができない場合において、機構非取扱有価証券の引渡しの相手方となる正会員の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該機構非取扱有価証券の引渡しを翌日に繰り延べることができる。

4 第1項の決済において、当該決済の当事者である正会員が同一の決済日に、それぞれ相手方に対して機構非取扱有価証券の引渡し及びこれに伴う金銭の支払いを行わなければならない場合において、当該正会員間で合意がなされたときは、当該決済のために正会員が授受する有価証券の金銭の額及び数量を、当該正会員間における銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付代金と買付代金の差引額及び銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付数量と買付数量の差引数量とすることができる。

5 前3項に定めるもののほか、機構非取扱有価証券の売買の決済に必要な事項は、決済の当事者である正会員の合意により定める。

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例

(信用取引及び貸借取引規程の適用除外)

第6条

本市場における有価証券の売買については、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に規定する貸借取引又は同規程第2条第1項に規定する制度信用取引に係る同規程の規定は適用しない。

第5節 受託契約準則の特例

(告知の方法等)

第7条

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第14条の14の2第1項第1号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第19条の2第1項第1号に規定する金融商品取引所の定める規則において定める方法は、本所がこの特例の別添として「告知事項」を定めて公表する方法とする。

2 次の各号に掲げる者は、本所に対して、別添「告知事項」を公表することを委託したものとみなす。

(1) 本所が運営する本市場において特定投資家向け有価証券の売付け勧誘等に該当する売付注文の発注を行う正会員

(2) 自らの顧客から、本市場における特定投資家向け有価証券の買付注文を受託する正会員

(機構非取扱有価証券の普通取引における顧客の受渡時限)

第8条

普通取引における機構非取扱有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して3日目(取引所の休業日を除外する。)の日の午前9時(正会員が別の日時を指定した場合には、その日時)までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

(この章の目的)

第9条

特定上場有価証券(法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。)に係る売買立会における有価証券の売買及び有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託については、前章及びこの章の定めるところによる。

2 前章及びこの章に定めのないものについては、業務規程、定款、清算・決済規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。

第2節 業務規程の特例

(債券の呼値)

第10条

債券の呼値の単位は、円貨建の債券にあつては額面100円につき1銭とする。

2 債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。

(売買単位)

第11条

売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 債券(特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第2条第6項における債券をいう。)

円貨建の債券にあつては1億円以上、1億円単位とする。

(利子の日割計算)

第12条

利付債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

(立会外分売の適用除外)

第13条

本市場における有価証券の売買については、業務規程第5章第2節の規定は適用しない。

(業務規程の読替え)

第14条

業務規程第 57 条の規定の適用については、同条第15 号中「当該募集又は売出し」とあるのは「当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」とする。

付 則

この特例は、令和7年9月10日から施行する。

別添 告知事項

この告知事項は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。)第23条の13第3項第2号(法第27条において準用される場合を含みます。)に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」といいます。)第14条の14の2第3項各号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券等開示府令」といいます。)第19条の2第3項各号に掲げる事項を掲げたものです。

1. 証券会員制法人札幌証券取引所(以下「本所」といいます。)が運営する法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場(以下「本市場」といいます。)に上場している有価証券(他の取引所金融商品市場に重複して上場している等の理由により、その発行者が当該有価証券に関して有価証券報告書の提出義務を負っているものを除きます。以下本告知事項において同じとします。)は、法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券(いわゆるプロ向け銘柄)に該当します。

2. 本市場に上場している有価証券に関しては、法第4条第7項第1号並びに開示府令第6条各号及び特定有価証券等開示府令第7条各号に掲げる開示が行われている場合のいずれにも該当しません。

3. 貴社／貴殿が法第2条第3項第2号ロ(2)に規定する特定投資家等に該当しない場合であって、本市場に上場している有価証券に係る売付注文の相手方になろうとする場合には、開示府令第2条の7第1項各号、特定有価証券等開示府令第4条の4をご確認いただき、貴社／貴殿がこれらに規定する場合のいずれに該当するのかをご確認ください。

4. 本市場に上場している有価証券の有価証券交付勧誘等については、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があります。

5. 本市場に上場している有価証券については、特定証券等情報又は発行者等情報が公表されている場合があります。それらの詳細は以下のとおりです。

(1) 本市場に上場している有価証券については、法第27条の31第2項の規定により、当該有価証券について既に行われた法第4条第3項第1号に規定する特定投資家向け取得勧誘又は法第2条第6項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合があります(公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。)

(2) 本市場に上場している有価証券については、法第27条の32第1項から第3項までの規定により、発行者等情報が公表されている場合があります(公表の有無を確認する方法については、下記(3)をご参照ください。)

(3) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報の公表の有無については、本所のホームページ(<https://www.sse.or.jp/>)において確認することができます。

(4) 各銘柄に関する特定証券等情報及び発行者等情報は、本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第208条及び第215条に従い、以下に掲げるすべての方法によって公表されます。なお、次の(a)から(c)までに規定するホームページアドレスは変更になる場合があります。変更後のホームページアドレスは、本所のホームページにおいてご確認ください。

(a) 本所のホームページに掲載する方法

本所のホームページアドレス <https://www.sse.or.jp/>

(b) 当該銘柄の発行者のホームページに掲載する方法

各銘柄の発行者のホームページアドレスについては、本所のホームページにおいて確認することができます。

(c) 適時開示情報閲覧サービスに掲載する方法

同サービスのホームページアドレス <https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

6. 本市場に上場している債券(法第3条各号に規定する有価証券を除きます。)の所有者に対しては、当該有価証券の発行者が有価証券報告書提出会社である場合を除き、法第27条の32及び本所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第215条の規定により、当該有価証券の発行者の事業年度終了後3か月以内に、発行者等情報の公表が行われます。